

**遺贈寄付にともなう  
鶴見区障害者子ども福祉基金 配分要領（配分のでびき）**

**1 趣旨・目的**

この配分は令和2年12月に鶴見区社会福祉協議会でお預かりした遺贈寄付により実施しています。

寄付者のご遺志により、障害者福祉の推進を図ることを目的とするものです。

**2 配分の対象**

次の（１）～（５）のいずれかに該当し、かつ令和2年度末現在で活動を休止していない施設・団体

- （１） 令和2年度「障害福祉のあんない（市発行）」に掲載されている  
鶴見区内の障害者支援施設
- （２） 令和2年度「鶴見区ふれあい助成金」を受けている障害当事者団体  
または障害者支援団体
- （３） 鶴見区障害児者団体連合会の構成団体
- （４） 鶴見区社会福祉協議会 第5種会員
- （５） その他、本会会長が認めるもの

**3 配分対象事業について**

**【対象となる時期】**

令和3年7月～令和4年2月末日までに実施するもの

**【対象となる事業】**

- ・当事者活動や当事者支援活動などへの「事業費配分」とします。
- ・施設の修繕や物品の購入も申し込ただけます。（施設の修繕や物品購入で申込を行う場合は見積書をご提出ください。複数可。）
- ・「活動」か「物品購入」のどちらかでお申込みください。

**4 配分対象とならない事業について**

- （１） 施設や団体の運営費（人件費や工賃、事務費・運営費は不可）
- （２） すでに完了している活動や工事・物品購入
- （３） その他、配分金の使途が直接的に当事者の利益とならないもの

※他の助成金等との重複に制限は設けませんが、他制度が重複不可の場合がありますのでご注意ください。

**5 配分上限額 ※千円単位にてお申込ください（例：189,000円、68,000円など）**

※一定割合の自主財源は不要ですが、100円単位以下の端数は各団体・施設でご負担ください

種別	社協会員（R3.3現在）	助成上限
障害者支援施設	鶴見区社協の会員	30万円
	会員ではない	25万円
障害当事者団体	鶴見区社協の会員	10万円
	会員ではない	8万円
障害当事者を支援する団体	鶴見区社協の会員	10万円
	会員ではない	8万円

なお、配分は鶴見区ボランティアセンター運営委員会の審査により実施します

## 6 申込期間

令和3年5月17日（月）～6月4日（金）

郵送（**必着**）または窓口までご持参ください。

期日を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付できません。

## 7 申込に必要な書類

### （1）備品購入や施設の修繕・工事等でお申込の場合

申込書（黄色）	所定の位置に通帳のコピーを添付してください
対象となる見積書	商品名や金額がわかるもの（業者発行）

### （2）当事者活動や支援活動でお申込の場合

申込書（黄色）	所定の位置に通帳のコピーを添付してください
計画書やチラシ	詳細がわかる書類をご提出ください

## 8 申込先

●鶴見区社会福祉協議会 遺贈寄付配分担当



所在地：

〒230-0051

鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオベルデ鶴声 2階

※窓口は、月曜～金曜日 9時～17時  
（祝日を除く）

※専用駐車場はありません。

## 9 今後のスケジュール

6月4日 申込期限

6月末ごろ 審査会で決定後、本会から決定通知と「請求書」を送付します。

7月中旬まで 「請求書」を本会あてにご提出ください。

7月下旬～ 本会あてに「請求書」の提出があった施設・団体から順次配分を行います。

## 10 その他

・事業終了後には、必ず報告書を提出していただきます。

（報告書は配分決定通知に同封します）

・物品購入や修繕・工事等の報告については、該当する領収証（写）を添付のうえ報告書を提出していただく予定です。

・ご不明点などお問い合わせは下記事務局までお願いします。

〈事務局〉

鶴見区社会福祉協議会 電話504-5619（月～金：9時～17時）